

令和8年（2026年）度

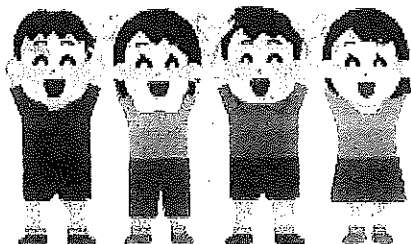
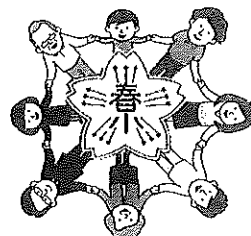
# 春日小PTA総会議案書

～ 子ども・親・教職

地域とのかかわりを大切に ～

日時：令和8年5月15日(金) 14:30～

場所：佐賀市立春日小学校 体育館



配付されていないページの資料は、  
学校ホームページに記載しています。

笑顔をたくさん咲かせよう🌸

## 総会次第

審議内容

第1号議案	令和7年度業務報告	p1～2
第2号議案	令和7年度会計報告及び会計監査報告	p3～6
第3号議案	令和8年度PTA役員（案）	p7
第4号議案	令和8年度業務計画（案）	p8
第5号議案	令和8年度会計予算（案）	p9

☆ 参考資料

p10～

令和7年度 業務報告

本部委員：本/学年わくわく委員：わ/保安委員：保/受付・印刷委員：受/全保護者：全

月	日	行事名	主催者	開催地	本	わ	保	受	全
4	7	始業式	学校	学校					
	9	会計・給食監査	春日小PTA	学校	○				
	7~11	笑顔のコミュニケーション週間	市PTA	地域					○
	11	入学式・1年生保護者PTA説明会	学校	学校	○				
	25	本部役員会①	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
5	7	市PTA代議員会①	市PTA	県スポーツ会館	○				
	15	授業参観・学級懇談・PTA定期総会	学校	学校	○	○	○	○	○
	24	市PTA定期総会懇親会	市PTA	東与賀文化ホール	○				
	30	PTA歓送迎会	春日小PTA	梅の花	○	○	○	○	○
6	5	青少年育成大和町民会議	春日公民館	春日公民館	○				
	2~6	県下一斉安全指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	10 6	人権ふれあい学級前期	市	アバンセ	○	○			○
	7	県PTA定期総会	県PTA	メトロポリ	○				
	8	7月参観・3年親子わくわく・風水害引き渡し訓練	学校	学校	○	○	○	○	○
	20.24	人権ふれあい学級後期	市	アバンセ	○	○			○
	28	PTA役員研修会	市PTA	中川副公民館	○				
7	1	佐賀市社会人権・同和教育推進協議会研修会	市PTA	アバンセ	○				
	1~7	「子ども守り隊」下校時一斉見回り指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	3	青少年非行防止対策協議会	春日公民館	春日公民館	○				
	4	本部役員会②	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
	9	まなざし街頭活動	春日公民館	町内各地	○				○
	18	終業式	学校	学校					
	20	印鑰神社パトロール	春日小PTA	神社	○		○		
8	25	春日小PTAミニバレー大会	春日小PTA	学校	○	○	○	○	○
	9	川上狭花火大会パトロール	春日小PTA	町内各地	○		○		
	29	始業式	学校	学校					
	29~9/4	笑顔のコミュニケーション週間	市PTA	町内各地					○
9	1~5	県下一斉安全指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	5	本部役員会③	春日小PTA	学校	○	○	○	○	○
	11	青少年育成大和町民会議②	春日公民館	春日公民館	○				
	13	市PTA研究大会	市PTA	東与賀文化ホール	○				
	21	除草作業	学校	学校	○				○ ○
	26	6年親子わくわく	学校	学校	○	○	○	○	○ ○
	26	臨時本部役員会	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
28	除草作業	学校	学校	○				○ ○	

令和7年度 業務報告

本部委員：本/学年わくわく委員：わ/保安委員：保/受付・印刷委員：受/全保護者：全

月	日	行事名	主催者	開催地	本	わ	保	受	全
10	1~7	「子ども守り隊」下校時一斉見回り指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	11	青少年育成大和町民会議 少年の主張	春日公民館	春日公民館	○				
	7.14 .17.21	人権ふれあい学級	市PTA	アバンセ	○	○			○
	19	運動会	学校	学校	○	○	○	○	○
11	12	子どもへのまなざし街頭活動	青少年育成部会	町内各地	○				○
	22	人権ふれあい講演	市PTA	メトブザ 佐賀	○	○			○
	28	役員選考委員会①	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
	28	7月-参観2年5年親子わくわく かすがっこ祭り	学校・春日小PTA	学校	○	○	○	○	○
12	3	市PTA代議員会②	市PTA	県スポーツ会館	○				
	3	市PTA懇親会	市PTA	ガーデンテラス佐賀	○				
	8	役員選考委員会②	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
	24	終業式	学校	学校					
1	8	始業式	学校	学校					
	8~15	笑顔のコミュニケーション週間	市PTA	地域	○				○
	22	授業参観 ・1年/4年親子わくわく	学校	学校	○	○	○	○	○
	24	県PTAリーダー研修会	県PTA	ホテルニューオータニ	○				
	24	佐賀市地域づくり交流会	佐賀市	メトブザ	○				
	27	R8年度新入学児保護者説明会	学校	学校	○				
	31	市人権ふれあい映画上映会	佐賀市	メトブザ	○	○			○
2	1	青少年健全育成推進大会	佐賀市	メトブザ	○				
	2~6	「子ども守り隊」下校時一斉見回り指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	20	本部役員会④	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
	20	役員選考委員会③	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
3	4	市PTA代議員会③	市PTA	県スポーツ会館	○				
	11	青少年健全育成推進大会③	春日公民館	春日公民館	○				
	12	6年生修了式	学校	学校					
	13	卒業式	学校	学校	○				
	24	本部役員（新旧顔合わせ）	春日小PTA	学校	○	○	○	○	○
	24	修了式	学校	学校					

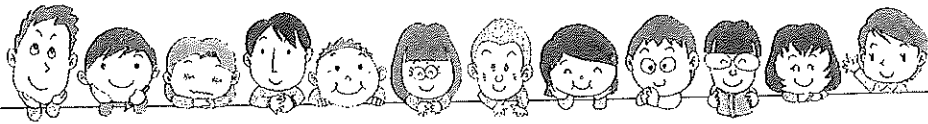
令和8年度 業務計画 (案)

本部委員：本/学年わくわく委員：わ/保安委員：保/受付・印刷委員：受/全保護者：全

月	日	行事名	主催者	開催地	本	わ	保	受	全
4	7~13	笑顔のコミュニケーション週間	市PTA	地域					○
	10	入学式・1年生保護者PTA説明会	学校	学校	○				
	24	本部役員会①	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
5	7	市PTA代議員会①	市PTA	県スポーツ会館	○				
	15	授業参観・学級懇談・PTA定期総会	学校	学校	○	○	○	○	○
	29	本部役員会②	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
	30	市PTA定期総会・市P歓送迎会	市PTA	東与賀文化ホール	○				
6	7	市一斉フリー参観 風水害避難訓練	学校	学校	○	○	○	○	○
	13	単位PTA役員研修会・懇親会①	市PTA	若楠公民館	○				
	19.26.30	人権ふれあい学級後期	市	アバンセ	○	○			○
7	1~7	「子ども守り隊」下校時一斉見回り指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	10	本部役員会③	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
	19	印鑰神社パトロール	春日小PTA	神社	○		○		
8	8	単位PTA役員研修会・懇親会②	市PTA	シャトー文雅	○				
	9	川上狭花火大会パトロール	春日小PTA	町内各地	○		○		
	19	同和問題講演会	市	メートプラザ佐賀	○	○			○
	未定	学校保健安全委員会	学校	学校	○				
9	1~7	笑顔のコミュニケーション	市PTA	地域					○
	10	青少年育成大和町民会議②	春日公民館	春日公民館	○				
	18	本部役員会④	春日PTA	学校	○	○	○	○	
10	1~7	「子ども守り隊」下校時一斉見回り指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	13	本部役員会⑤	春日PTA	学校	○	○	○	○	
	13.23.30	人権ふれあい学級後期	市PTA	アバンセ	○	○			○
	16	運動会	学校	学校	○	○	○	○	○
11	未定	子どもへのまなざし街頭活動	青少年育成部会	町内各地	○				○
	21	市PTAレクレーション大会	市PTA	佐賀勤労者体育センター	○				
	28	春日小学校150周年記念式典	学校	学校	○	○	○	○	○
12	2	市PTA代議員会②	市PTA	県スポーツ会館	○				
	4	役員選考委員会①	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
	12	市PTA懇親会	市PTA	ガーデンテラス佐賀	○				
	8~15	笑顔のコミュニケーション週間	市PTA	地域	○				○
1	22	授業参観	学校	学校	○	○	○	○	○
	未定	R9年度新入学児保護者説明会	学校	学校	○				
2	1~5	「子ども守り隊」下校時一斉見回り指導	市PTA	町内各地	○		○		○
	19	本部役員会⑥	春日小PTA	学校	○	○	○	○	
3	3	市PTA代議員会③	市PTA	県スポーツ会館	○				
	16	卒業式(予定)	学校	学校	○				

【収入の部】				
費 目	8年度予算 A	7年度予算 B	比較増減 A-B	摘 要
会 費	2,202,675	2,128,460	74,215	第1子:300円×422人×12ヶ月 第2子以降:130円×140人×12ヶ月 職 員:300円×50人×12ヶ月 小中最長子のみ:905円×315人
雑 収 入	2,500	1,000	1,500	預金利息等
繰 越 金	2,304,325	2,304,325	0	
収 入 計	4,509,500	4,433,785	75,715	

【支出の部】					
項 目	8年度予算 A	7年度予算 B	比較増減 A-B	摘 要	
運 営 費	会 議 費	50,000	20,000	30,000	飲料 他
	事 務 費	300,000	200,000	100,000	印刷用品・複合機リース代 他
	旅 費 交 通 費	50,000	50,000	0	県・市PTA行事等への交通費用
	渉 外 費	150,000	150,000	0	市P総会・研修会参加費 歓送迎会花束等
	会 員 記 念 品 費	200,000	200,000	0	記念品費等
	慶 弔 費	10,000	10,000	0	香典
	会 費 負 担 金	320,000	320,000	0	小中最長子のみ:県安全互助会(255円)、 県PTA連合会(350円)、市PTA協議会(300円)
活 動 費	会 長 研 修 費	50,000	50,000	0	研修会 他
	会 員 研 修 費	50,000	50,000	0	研修会 他
	役 員 研 修 費	50,000	50,000	0	研修会(職員研修費含む) 他
	委 員 会 活 動 費	60,000	80,000	△ 20,000	各委員会活動費(保安+受付除草+わくわ く)
	学 級 活 動 費	240,000	240,000	0	学年わくわく活動費・諸材料費 他
	教 育 奨 励 金	250,000	250,000	0	卒業記念品・祝い餅・防犯ブザー・封筒
	学 校 行 事 協 力 費	60,000	60,000	0	運動会警備員、除草作業 他
教 育 振 興 費	教 育 整 備 費	170,000	170,000	0	学習指導補助用品
	図 書 購 入 補 助 費	120,000	120,000	0	図書購入費
雑 費	0	0	0		
特 別 対 策 費	200,000	200,000	0	かすがっ子祭り 他 PTA室内の破損、鍵(セキュリティ)紛失	
周 年 事 業 積 立 金	100,000	100,000	0	令和8年度が150周年	
予 備 費	2,079,500	2,113,785	△ 34,285		
支 出 計	4,509,500	4,433,785	75,715		



# 参 考 资 料

- 令和8年度 教職員担当者等一覧・・・・・・・・・・P11
- 春日小学校PTA会則・・・・・・・・・・P12
- 春日小学校PTA内規・・・・・・・・・・P15
- 春日小学校PTA個人情報取扱規則・・・・・・・・P17
- 春日小学校PTA組織図・・・・・・・・・・P19

# 春日小学校 PTA 会則（案）

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、春日小学校 PTA と称し、事務局を本部委員会に置く。

### 第2条（会員）

本会の会員は、春日小学校児童（以下「児童」という。）の保護者（以下「保護者」という。）と春日小学校の教職員（以下「教職員」という。）とする。

- (1) 会員は、役員、委員、班員からなる。
- (2) 会員は、各委員会に所属し活動する。

### 第3条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校及び地域社会における児童の幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 児童の健全育成に関する事業
- (2) 教育的環境整備に関する事業
- (3) 会員相互の親睦と研修に関する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 役員

### 第1条（役員）

本会に次の役員を置く。ただし、兼任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 庶務 2名 会計 2名
- (3) 委員長 学年わくわく委員長 1名、受付・除草委員長 1名、保安委員長 1名
- (4) 幹事 4名程度（教職員）
- (5) 監査 2名
- (6) 会長が必要と認めた場合、顧問を数名置くことができる。
- (7) 参与 会長経験者
- (8) 参事 本部役員及び本部委員会経験者
- (9) 上記の役員は必要に応じて増員ができる。

### 第2条（委員会・役員選考）

役員は、次の方法で選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員の補充し就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会長、副会長及び庶務、会計、各委員長は、次項で定める役員選考委員会で候補者を選考した後、第3章第4条で定める本部委員会で推薦し、第3章第2条で定める総会において決定する。
- (2) 役員選考委員会は副会長、各委員長と各班から1名の計12名で構成される。但し、学年委員班については、全体から1名とする。
- (3) 幹事、会計、監査及び顧問、参与及び参事は会長や本部役員が推薦し、総会で決定する。
- (4) 保安委員長、学年わくわく委員長、受付・除草委員長を各1名ずつ配置する。
- (5) 受付・除草委員会及び保安委員会の副委員長・学年わくわく委員会の副委員長に

については委員の中から選出する。尚、会計及び役員選考委員会も上記と同じとし役員選考委員会の委員は兼務する事ができる。

(6) 各委員会にそれぞれ班を設ける場合、班長・副班長を選出することができる。

### 第3条 (任務及び任期)

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。  
又、本部役員及び委員長の不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。
- (4) 監査は、本会、学校給食業務及び学年教材費の会計の監査にあたる。
- (5) 各委員長は、各委員会の事業を遂行すると共に本部運営に協力する。
- (6) 役員選考委員長は、本部、各委員会の役員選考を遂行する。
- (7) 顧問は、本部委員会の運営を適切に遂行できるよう助言をする。
- (8) 参与、参事は会長や本部運営のサポートを行う。
- (9) 任期は第4章第3条(会計年度)毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
但し、本部役員及び役員選考委員のみ次期の総会まで又は、総会で可決されるまでとする。

## 第3章 機関

### 第1条 (機関)

本会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部委員会
- (3) 学年わくわく委員会(かすがっ子祭り班、講習会班、学年委員班)
- (4) 保安委員会(学校行事班、パトロール班)
- (5) 受付・除草委員会(受付班、除草作業班)

### 第2条 (総会)

総会は、会員をもって構成する最高の決議機関で、毎年1回開くことを原則とする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

### 第3条 (総会の内容)

総会は次の事項について協議し、決定する。

- (1) 基本方針
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の改正
- (4) 会長、副会長、庶務、会計、各委員会委員長の承認
- (5) その他本部委員会が必要と認める事項

### 第4条 (本部委員会)

本部委員会は、会長、副会長、庶務、会計、幹事、各委員会委員長で構成する。

### 第5条 (本部委員会の内容)

- (1) 総会決議事項の企画及び運営
- (2) 総会に提出する議案の作成
- (3) その他本部委員が必要と認める事項

### 第6条 (各委員会)

保安委員会、受付・除草委員会、学年わくわく委員会は、必要に応じそれぞれの長が招集し、  
第1章第4条各号に定める事業を行う。

- (1) 総会及び本部委員会で決議された事業の計画及び運営。
- (2) 副委員長は、各委員会に1名以上（学年わくわく委員会は各学年に1名以上置くこととする）。
- (3) その他会長が必要と認める事項

#### 第7条（議決）

- (1) 本会の各機関の議決は、出席会員の過半数をもって決する。
- (2) 書面決議（ウェブ決議 QR コード使用での集計も含む）の場合は、提出書面をもって決する。

### 第4章 会費及び会計

#### 第1条（会計）

本会の会計は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

#### 第2条（会費）

会員は、次の各号に定める会費を納入するものとする。

- (1) 保護者にあつては、第1子については月額300円、第2子以降については月額130円
- (2) 教職員にあつては、月額300円

#### 第3条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### （附則）

この会則は、令和3年12月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### （附則）

この会則は、令和5年2月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

#### （附則）

この会則は、令和6年5月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

#### （附則）

この会則は、令和7年5月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

# 春日小学校 PTA 内規

## 1. 表彰規定

- (1) 児童の中に特に善行者と認められる者がある場合は、賞品と賞状を授与してこれを表彰する。  
(賞品は、原則として千円程度とする。)
- (2) 班員の中に P T A 活動に功績が顕著であると認められる者に対しては、感謝状と記念品を贈り、総会において表彰する。
- (3) (1) 及び (2) の表彰者は、本部委員会で協議し決定する。

## 2. 役員報酬規定

- (1) 会長、副会長、各委員長（役員選考委員長は除く）へは、任期終了時に記念品を贈る。
- (2) 記念品の金額として、会長 2 万円、副会長・各委員長・会計・庶務・参与・参事 1 万円とする。
- (3) 監査は、3 千円とする。

## 3. 慶弔規定

### 〈会員についての規定〉

- (1) 会員（保護者等）が、疾病又は不慮の事故に遭い死亡した場合は、5 千円の香料を呈する。
- (2) 火災水害等の不慮の災害に遭い、会長が見舞料を呈することが適当と認めるときは、社会通念上適当な金額の見舞料を呈する。
- (3) P T A の事業実施中に死亡又は負傷したと認められる場合は、会長の判断により適宜の処置をする。
- (4) 春日小学校教職員またはその家族が、(1) 及び (2) に該当した場合は、会長の判断により適宜の処置をする。

### 〈児童についての規定〉

- (5) 児童が、疾病又は不慮の事故に遭い死亡した場合は、5 千円の香料を呈する。

## 4. 旅費規程

旅費・交通費の支給については、公共交通機関または自家用車の使用を基本とし、必要時はタクシーや代行なども可とする。領収書がある場合は領収書を提出し、自家用車などで領収書がない場合は旅費交通費支給申請書にて支給申請を行うことで請求できる。

自家用車の場合、自宅ではなく春日小学校を出発地点とし、目的地までの距離は GoogleMaps を

使用し算出する。1km20円で計算し、5km（100円）以上で支給開始し、5km（100円）単位で加算する。

（附則）

この規定は、令和4年12月21日から施行する。

（附則）

この規定は、令和6年5月16日から施行する。

（附則）

この規定は、令和7年5月15日から施行する。

## 春日小学校 PTA 個人情報取扱規則

### 第1条 (目的)

春日小学校 PTA (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いを図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿及びその他の個人情報 (以下、単に「個人情報」という。) の取扱いについて、春日小学校 PTA 個人情報取扱規則 (以下、「本規則」という。) に定めるものとする。

### 第2条 (責務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条 (管理者)

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

### 第4条 (取扱者)

本会における個人情報の取扱者は、本部役員及び委員長とする。

### 第5条 (秘密保持義務)

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第6条 (収集方法)

個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用方法を定め、本人に明示するものとする。

### 第7条 (利用)

取得した個人情報は、本会の活動においてのみ利用するものとする。

### 第8条 (利用目的による制限)

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### 第9条 (管理)

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適切に管理するものとする。

不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### 第10条 (保管及び持ち出し等)

個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

### 第11条 (個人情報の第三者への提供)

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が定める事務を遂行する場合

第12条（第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第11条（1）から（3）の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1）第三者の氏名
- （2）提供する対象者の氏名
- （3）提供する情報の項目
- （4）対象者の同意を得ている旨

第13条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第11条（1）から（3）の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1）第三者の氏名
- （2）第三者が個人情報を取得した経緯
- （3）提供を受ける対象者の氏名
- （4）提供を受ける情報の項目
- （5）対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人からの提供を受ける場合は記録不要）

第14条（情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長（管理者）に報告する。

第16条（研修）

会長（管理者）は取扱者に対して、定期的に個人情報保護に関する研修を実施するものとする。

第17条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

第18条（改正）

本規則は、本部役員会において改正するものとする。

附則

本規則は、令和5年4月1日より施工する。

# ○春日小学校 PTA 組織図

